
種 別： 判例研究

タイトル： 任意自動車保険における直接請求権の行使と被保険者の破産

著 者： 梅村 悠

所 収： 『上智法学論集』第 62 卷 1-2 合併号（平成 30 年 11 月）169-175 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

判例研究

任意自動車保険における直接請求権の行使 と被保険者の破産

梅村 悠

東京地裁平成二八年九月一二日判決（平成 26 年（ワ）19632 号、保険金請求事件）判例時報 2351 号 24 頁

一 問題の所在

本件は、Z が運転する自動車（Z 車）との事故により受傷した X が、Z を被保険者、Z 車を被保険自動車とする家庭用自動車総合保険（本件契約）の保険者である Y に対し、約款に基づき損害賠償額の支払を請求（直接請求）するとともに、事故日から支払済みまでの民法所定の遅延損害金を、直接請求において Y が支払うべき損害賠償額として、あるいは Y が損害賠償額支払債務を遅滞したことによる遅延損害金として請求する事案である。

争点は、① Y が X に支払うべき「損害賠償額」に、Z に対して請求できる事故日からの遅延損害金が含まれるか、② Y が損害賠償額を支払うべき（遅延損害金が発生する）時期の 2 点であり、本判決は、①について消極的に解し、②について、破産手続開始日から 30 日経過したときであるとした。①②について、上記のように解すること自体は妥当であるが、それらの理由付け等については検討すべき点が含まれているように思われる。

二 事実の概要

平成 22 年 11 月 9 日午後 0 時 30 分ころ、横断歩道を徒歩で横断している X に Z 車が衝突した（本件事故）。X（本件事故時満 63 歳）は、本件事故により、右脛骨高原骨折、右肘関節挫創、右膝関節挫創、腰部挫傷の傷害を負い、平成 22 年 11 月 9 日から平成 24 年 5 月 1 日まで、入院した（平成 24 年 5 月 1 日に

症状固定の診断を受けた)。自賠責保険は、平成24年8月27日、Xの後遺障害を後遺障害等級一二級一三号と認定した。

平成22年11月10日、XはY担当者に対して損害賠償の請求をし、Yは、必要な資料の提出を求めた上でその内払に応じた。平成25年1月、Y代理人は、Zの代理人として、厚木簡易裁判所に、Xを相手方として、本件事故の適正な損害賠償額の確定を求める調停の申立てをした(同年11月に取下げにより終了)。同年12月16日、横浜地裁小田原支部で、Zの破産手続が開始した。

上述のとおり、訴訟において①②の点が争われ、①につき、Xは「Zは、Xに対し、本件事故日から支払済みまでの遅延損害金を支払う義務を負うから、Xは、Yに対し、直接請求においてYが支払うべき損害賠償額として、本件事故日から支払済みまでの遅延損害金を請求できる」と主張したのに対して、Yは「被保険者が損害賠償請求権者に対し支払うべき事故発生日から支払済みまでの民法所定の遅延損害金は、XがYに対し直接請求できる『被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額』に該当しない」と主張した。また、②につき、Xは「不法行為に基づく損害賠償債務は損害の発生と同時に何らの催告を要することなく遅滞に陥るから、直接請求において保険会社が損害賠償請求権者に損害賠償額を支払うべき時期も事故時とするのが公平である」と主張したのに対して、Yは「請求完了を認定するにはYが提出を求める書類が提出されることが必要であり、Xは、Yが求める所得証明書を出さないから、請求は完了しておらず、Yは遅滞の責任を負わず、[仮にYが遅滞の責任を負うとしても、Xが直接請求権の行使要件を充足したのはZが免責決定を得た日であり、その日を含めて三〇日が経過するまで、Yは遅滞の責任を負わない]と主張した。

三 判旨(一部認容、一部棄却(確定))

「四 争点(4)について

(1) 直接請求において支払うべき損害賠償額としての請求について

本件契約上、直接請求において保険会社が損害賠償請求権者に支払う損害賠償額は、以下のとおりである(約款第一章第一節第八条(3))。

『損害賠償額』 = 『被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額』(以下『A』という。) - (『自賠責保険等によって支払われる金額』 + 『被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額』)

『A』に遅延損害金が含まれるか否かに関し、約款第一章第一節第四条第一

項は、被保険者が保険会社に保険金を請求する場合について、保険会社は、訴訟の判決による遅延損害金に限り、『A』から同第五条に定める費用及び自賠責保険金額を控除した額を支払う旨を定めていて、『A』と遅延損害金を区別している。

したがって、遅延損害金は『A』に含まれないと解するのが相当である。よって、Xが、Yに対し、直接請求においてYが支払うべき損害賠償額として、事故発生日からの遅延損害金を請求できるとは認められない。

(2) 損害賠償額支払債務の遅滞としての請求について

Xは、Yが損害賠償額を支払うべき時期は本件事故時であると主張するが、本件契約上、直接請求に関し、請求完了日からその日を含めて三〇日以内に損害賠償額を支払う旨を定めるのであるから（約款第四章第二五条第一項）、遅延損害金が発生するのは、請求完了日からその日を含めて三〇日を経過したときと解される。

そして、証拠及び弁論の全趣旨によれば、〈1〉Xが、平成二二年一月一日、Y担当者に対し、損害賠償の請求をし、Yも、Xに対し、認定上必要となる資料の提出を求めた上、その内払に応じていること、〈2〉Y代理人は、Zの代理人として、平成二五年一月、厚木簡易裁判所に、Xを相手方として、本件事故の適正な損害賠償額の確定を求める調停の申立てをしているところ、同年一月に取下げにより同調停手続が終了するまで、Xは継続して損害賠償の支払を求めていたことが認められ、同年一月一六日にZの破産手続が開始し、XがYに対する直接請求権を行使できることとなったときに（約款第一章第一節第八条（2）〈4〉）、XのYに対する直接請求は完了したというべきである。

この点、Yは、Xが所得証明書を出ししないから請求完了とは認定できないと主張するが、本件において所得証明書が損害賠償額の支払の請求にあたり必要な資料であるとは認められない。

また、Yは、Xの直接請求権の行使要件が充足したのはZが免責決定を得た日であると主張するが、本件契約上、損害賠償請求権者は、法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者の破産または生死不明の場合に直接請求できると定められ（約款第一章第一節第八条（2）〈4〉）、文言上、『破産』が免責決定を意味すると解釈するのは困難であり、Yの主張は認められない。

以上によれば、Yの損害賠償額支払債務は、平成二五年一月一六日を含めて三〇日目に当たる平成二六年一月一四日の経過により遅滞となり、Yは、平成二六年一月一五日から支払済みまで遅延損害金を支払う義務を負う。」

四 本判決の検討

1 訴訟の判決による遅延損害金は、自動車事故という不法行為による損害賠償債務(金銭債務)の履行遅滞についての損害賠償として支払われるものであるから(民法419条)、被保険者の負担する損害賠償責任の額そのものではない。しかし、保険会社の争い方や解決の時期についての判断が遅延損害金額に強く影響し、また、すべての危険から被保険者を守るという趣旨から、対人賠償の支払保険金の算出方法に関して、保険金額の枠外で全額支払う旨の規定が設けられたものとされる(『自動車保険の解説』編集委員会『自動車保険の解説2017』75頁(保険毎日新聞社、2017))。

したがって、上記の理解を前提とする限り、争点①については、本件約款4条2項においても、「A」の金額とは別枠で訴訟の判決による遅延損害金が支払われる旨の条項があることから、「A」に遅延損害金は含まれないという解釈が導かれよう。この点に関する判旨の説示部分は極めて分かりにくい(「保険会社は、訴訟の判決による遅延損害金に限り、『A』から同第五条に定める費用及び自賠償保険金額を控除した額を支払う旨を定めていて」とは、「保険会社は、(1)に定める対人賠償保険金(『A』に同第五条①~③に定める費用を加算し、自賠償保険金額を控除した額)に加えて、訴訟の判決による遅延損害金を支払う旨を定めていて」という意味であろうか)、「約款…四条第一項は…『A』と遅延損害金を区別している」から「A」に遅延損害金は含まれないとする判示部分は上記と同様の考え方に基づくものと考えられる。

本事案とは異なり、加害者に対する請求と併合して訴訟を提起した場合、裁判例(東京地判平成八年七月三十一日交民29巻4号1132頁、名古屋地判平成二一年八月二八日交民42巻4号1118頁)においては、保険会社に対する請求について、被保険者に対する判決の確定を条件として事故日から遅延損害金が発生すると解されている(加藤了(編)『交通事故の法律相談(全訂第4版)』282頁(学陽書房、2011年))。これに対して、直接請求権条項が設けられた趣旨は被害者救済を充実させるためであるにもかかわらず、加害者の破産という被害者側に非のない事由によって、上記の場合よりも被害者救済に欠ける結果が生じるのは、妥当ではないという批判もなされよう。しかし、自賠償における直接請求権とは異なり、任意保険における直接請求権は約款において認められたものであり、保険契約上の制約を受けるから(山野喜朗「保険者に対する直接請求権」坂口光男(編)『損害保険の法律問題』142頁(経済法令研究会、1994年))、本件約款

8条に（同4条のような）訴訟の判決による遅延損害金を支払う旨の条項が存在しない以上、Xが主張するような解釈をすることには、解釈論として無理がある（実務上、かかる事態が被害者にとって重大な不利益になっているならば、約款の改正が議論されるべき）ものと思われる。

2 Yが損害賠償額を支払うべき時期（争点②）につき、本判決は、破産手続開始日から30日が経過したときとする旨の判示をしており、かかる結論自体は妥当であるが、その理由付けには理論的に検討の余地がある。

すなわち、本判決の「…同年一二月一六日にZの破産手続が開始し、XがYに対する直接請求権を行使できることとなったときに（約款第一章第一節第八条（2）（4）、XのYに対する直接請求は完了したというべき」との判示や、また、「Yは、Xの直接請求権の行使要件が充足したのはZが免責決定を得た日であると主張するが、本件約款上、損害賠償請求権者は、法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者の破産または生死不明の場合に直接請求できると定められ（約款第一章第一節第八条（2）（4）、文言上、『破産』が免責決定を意味すると解釈するのは困難であり、Yの主張は認められない。」との判示によれば、本判決は、約款8条2項所定の破産手続の開始をXの直接請求権の行使要件と捉えているように窺われる。

この点につき、「被害者の直接請求は、次のいずれかの〔直接請求権条項2項各号の〕条件に該当するとき、保険金額を限度として可能となる」（大羽宏一「自動車保険の基本的構造」金判933号119頁）として、判旨と同様の理解をする（ようにも読める）見解がないわけではない。

しかし、上記のような理解は必ずしも一般的ではなく、直接請求権の発生要件は直接請求権条項1項が定めており、同2項は損害賠償額の支払条件を定めたものと解する見解が圧倒的多数を占めている（平田喜之＝水野貞「自家用自動車保険」金澤理ほか『新種・自動車保険講座 第2巻 自動車責任保険』221頁（日本評論社、1976年）、長谷川誠「被害者の直接請求」吉田秀文＝塩崎勤『裁判実務大系 第8巻 民事交通・労働災害訴訟法』267頁（青林書院、1985年）、石田満『続自動車保険の諸問題（第2版）』293頁（損害保険企画、1988年）、鴻常夫（編）『註釈自動車保険約款（上）』119頁〔金澤理〕（有斐閣、1995年）、塩崎勤＝園部秀雄（編）『新・裁判実務大系 交通損害訴訟法』363頁〔木ノ元直樹〕（青林書院、2003年）、藤村和夫＝山野嘉朗『概説 交通事故賠償法（第3版）』452頁（日本評論社、2014年）、長谷川健「加害者に対する損害賠償請求権と保険会社に対する直接請求権の関係」交通事故紛争処理センター創立40周年記念論文集『交通事故紛争処理の法理』9頁（ぎょうせい、2014年）、「自動車保険の解説」編集委員会・前掲書60頁）。

例えば、『自動車保険の解説 2017』によれば、「本項〔2項〕に定められた条件は、保険会社による損害賠償額支払いの条件であって、保険会社の損害賠償債務の履行期を定めたものではなく、また、被害者の直接請求権行使の要件でもない」とされ、「損害賠償額支払債務の履行期は、基本条項第26条6項に定められた時期であり、本項の条件に該当したからといって、その時から履行遅滞になるわけではない。また、本項の条件に該当しない場合でも、被害者は被保険者に対する損害賠償請求訴訟と保険会社に対する損害賠償請求訴訟の併合訴訟を提起することができるのであって、本項の条件を直接請求権行使の要件と考えるのは妥当ではない」とされている（『自動車保険の解説』編集委員会・前掲書60頁）。同様に、長谷川健弁護士も「被害者の直接請求権による支払が、被保険者と被害者との間で損害賠償額が確定したときに行われるとの原則（直接請求権条項2項1号・2号）から、被保険者と被害者との間で裁判や和解によって損害額が確定しなければ、直接請求権が、発生しないかのような主張がまま見受けられるが、間違いである」と指摘しつつ、「直接請求権条項2項の各号（1号～5号）は、直接請求権による賠償金の支払い条件を定めたものであって、直接請求権発生要件を定めたものではなく、「交通事故発生により被害者が損害賠償請求権を有するときは、被保険者の同意がなくても直接請求権は発生し、被害者が保険会社に対してその権利を行使できることは、直接請求権条項1項の規定から明らか」であって、「直接請求権は、被害者と被保険者との間で損害賠償の裁判が確定しなければ行使し得ないという権利ではない」としている（長谷川健・前掲9-10頁）。したがって、本判決が、約款6条2項を直接請求権の行使要件と捉えているとすれば、上述した理由から、理論的に検討の余地があるものとする（なお、仙台高判平成二六年三月二八日判時2276号42頁も、直接請求権条項2項を直接請求権の発生要件と捉えているように読める判示部分があり、そうであるとすれば、同様に検討の余地があろう（拙稿「判批」上智法学論集60巻12号79頁（2016年）参照）。

以上のとおり、本件約款8条2項は、直接請求権による賠償金の支払条件を定めたものと解すべきであるが、つぎに、同条項と、直接請求に関し、請求完了日からその日を含めて三〇日以内に損害賠償額を支払う旨の規定（本件約款第四章第二五条第一項）との関係が問題となる。この点、被害者から損害賠償額の支払請求があった時点で、これらの条件のいずれかがすでに充足されている場合は、すべての必要書類が提出され、〔本件約款25条〕第1項または第2項の手続きが完了した日から原則として30日経過したときに履行期が到来する。他方、被害者から損害賠償額の支払請求があった時点で、これらの条件が

まだ充足されていない場合には、保険会社の損害賠償額支払債務の履行期は30日経過しても到来しない（「自動車保険の解説」編集委員会・前掲書243-244頁）。したがって、本件の場合、支払条件が充足された日から30日経過した日に履行期が到来するものと考えられる。約款8条2項の支払条件にいう「被保険者…の破産」とは、「裁判所の破産宣告を受けてから破産手続きの終了…までの間の状態をいう」（「自動車保険の解説」編集委員会・前掲書60頁）から、本件事実関係の下では、平成25年12月16日（破産手続開始日）に支払条件が満たされることとなろう（本判決が説示するとおり、「文言上、『破産』が免責決定を意味すると解釈するのは困難であらう）。したがって、履行期を同日から30日が経過したときと解する判示自体は妥当である。

3 以上のとおり、損害賠償額支払債務の履行期につき、破産手続開始日から30日が経過したときと解する判示は妥当であるが、これを本件に当てはめた場合、平成25年12月16日から、その日を含めて30日が経過した日は平成26年1月14日となり、同日が履行期となる。したがって、その翌日である平成26年1月15日から支払い済みまで遅延損害金を支払う義務が生じる旨を判示すべきところ、判旨の当てはめ部分（および主文）には誤記があるようである。

判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる（民法257条）。同条にいう「明白な誤り」とは、判決中に示された判断の実質的根拠を再検討しなくとも、判決書の全趣旨、訴訟記録、または一般的経験則などから、判断が一義的に誤りであると断定できる場合を指す。書き損じ、書き誤りなどの表現上の誤謬は、判決中に示された実質的判断と、その結果たる表記に食い違いがあるから、「明白な誤り」といえる（これに対して、計算違いは、表現の誤りではなく、むしろ判断の誤りに属するものであるが、判決書に示された計算の根拠に一般的経験則を適用すれば、容易に誤りが発見される性質のものであるから、やはり明白な誤りに属する。伊藤眞・民事訴訟法（第5版）510頁（有斐閣、2016年）。）。本件の場合、日付を書き誤ったものと推察されることから、民法257条にいう「明白な誤り」に該当し、更正が認められるものと考えられる（筆者が裁判所において確認したところ、平成28年9月29日付で、担当裁判官の職権により、更正決定がなされており、その内容は上述のとおりであった）。

（本学法学部教授）